

シンポジウム・発表3
歴史的アプローチからせまる
超高齢社会・日本の〈迷惑〉意識

明治初期の初等教科書における〈迷惑〉規範

2022年3月13日（日）
島田雄一郎（大島商船高専）

はじめに

○ 〈迷惑〉意識・規範をめぐる問題の所在

【現代的状況】

* 介護の現場における「家族に迷惑/世話/負担/厄介をかけたくない」

→ 申し訳なさを感じ、死さえ願うことさえある：QOL、精神的健康に影響[大塚・安部・荻野2012]

* 内閣府「小学生・中学生の意識に関する調査報告書」（2014）

→ 子供に希望する生き方：「人に迷惑をかけない」35.7%（最も重視）、23.4%（2番目に重視）

【歴史的状況】

* 現代の意味での〈迷惑〉の語義が定着したのは明治期[横川1997]、[近藤・邢2011]

※ ある行為によって、負担を感じ、不快になること/ある行為の結果生ずる不利益、負担

* 〈迷惑〉規範（人に迷惑をかけてはいけない）が定着したのは大正期[岩本2021]

→ 歴史的にいかに〈迷惑〉意識は形成されてきたか、教育現場でいかに子どもたちに〈迷惑〉規範は教育されてきたか

→ 明治初期の初等教科書（修身教科書）を対象に検討する ※ 発表後半で、明治後期以降の国定教科書なども検討

明治初期の初等教科書

○明治初期の教育：明治5（1872）年「学制」発布から明治12（1879）年まで

* 「学制」：近代学校教育のはじまり（大学・中学・小学）

小学：教育の初級

 下等（6歳～9歳）、上等（10歳～13歳）

中学：下等（14歳～16歳）、上等（17歳～19歳）

→210の小学校に対して中学校1、小学校優先

→**近世からの連続と欧米からの受容**

→学制に基づき、「小学教則」「中学教則」が文部省で作成される

○教科書の類型

* 民間出版の教科書

* 文部省編集の教科書

* 師範学校編集の教科書

→翻訳教科書、往来物、漢籍などが小学校用教科書に用いられる。

小学教則（明治5・6年）

○小学教則

* 文部省（明治5年・6年）、他に東京師範学校、地域の小学教則も。

※級：六ヶ月

下等第八・七級：**修身口授（ギョウギノサトシ）週2時間**（6年版教則では1時間）、**教師口ツカラ**

青木輔清『民家童蒙解』、福沢諭吉（訳）『童蒙教草』など

第六級：修身口授（週2時間）、箕作麟祥（訳）『泰西勸善訓蒙』、阿部泰蔵（訳）『修身論』など

第五級：修身口授（週1時間）、神田孝平（訳）『性法略』など

第四・三級：修身関係の科目なし

上等：修身関係の科目なし

* 6年版「小學用書目録」：修身（ギョウギ）『和語陰騭録』『勸孝邇言』『修身談』

翻訳初等教科書（1）：福沢諭吉『童蒙教草』

○福沢諭吉『童蒙教草』（明治5〔1872〕年）

* 全5冊29章107条

* Chambers社刊 *The Moral Class-book* の翻訳

* 自分自身を頼みにして独立して生きること（他人に頼らないこと）

Self-Service and **Self-Dependence**

第五章 自から其身を動かし 自から其身を頼み一身の独を謀る事

* 他人を頼らず自分自身を頼みにすることは天道である

It appears to have been designed by **creative providence**, that every human being should chiefly **depend on the means within himself**, for his own subsistence and advancement in the world.

凡そ人たる者其身の活計を立て随て世の開化を助成さんには **其方便を銘々の身に求めざるべからず** 是即ち **天の命** ずる所なり

*なるべく若い時から他人に頼らないように生きること、その用意をすることが大切である

It is of importance, therefore, for young persons, that they should accustom themselves from their earliest years to **trust as little as possible to others for what they want**. They should learn to put on their own clothes, to wash their own faces, to take their food with their own hands, and **not to expect that their mothers or servants are always to do these things for them**. …… At the proper time, they should be prepared, if necessary, to commence learning some art, trade, or profession, by which they may live for the rest of their days.

故に少年の者は稚き時より心掛て**成る丈け他人の世話**にならずして自分の用を達すべし。先づ自分にて衣服を着おぼへ自分にて食物を食ひおぼへ**母の手を借らず又下男下女の世話になるべからず**。……故に時節を誤らずして芸術職業又は商売の道を執行し生涯の渡世の用意を為し置くべし。

* 独立 = 友人や国家の負担（厄介）にならないこと

Many men, in his circumstances, would have **become a burden upon their friends, or the state**; but he resolved to **maintain his independence**.

其時世上の風俗に従へば貴族の身分にて斯く困窮に及ぶときは**親類朋友の約介となる歟又は政府の扶助を蒙るべき**筈なれどもろべるとはこれを好まず何とかして**自分独立の活計を為さん**と決定し……

(第5章 (は) 貴族ろべるとの事)

→ 「迷惑」という言葉は用いられず、「**世話**」、「**約介**」(厄介)という言葉を用いる。

→ 「**独立**」の**生き方** = **なるべく他人の世話にならない/他人を頼らない/他人の厄介にならない生き方**

→ 頼らないとされる対象：家族、親類、友人、政府（国）など

→ 幼少時から老いに至るまで、**生涯にわたり自立していける用意（経済的独立）**をすべき

翻訳教科書（2）：阿部泰蔵『修身論』

○阿部泰蔵『修身論』（明治7〔1874〕年）

* 翻訳修身教科書の代表Francis Wayland“*The Elements of Moral Science*”

* 19世紀前半に近代的カリキュラム改革を進めていたアメリカ合衆国のカレッジでも標準的な倫理学教科書として採用されていた

* ブラウン大学学長時の講義のための著作。1835年に初版、南北戦争直後の1865年に大幅な変更を加えた改訂版がでる

* 他に九作ほどの翻訳がある（～明治15年）

○『修身論』における親子関係

* 成人の後は子は親から自立すべき

子歳時ヲ歴ルノ間ニ **自ラ一身ヲ養ヒ自ラ精神ヲ研キ自ラ修身ノ職務ト任トヲ決断スルヲ得ルニ至ルヘシ**此ノ如クナルトキハ親ノ責ノミヲ以テ論スレハ **親子ノ間全ク終ルモノトス**此時限ハ子ノ成人トナル時ニシテ……

→親の子に対する責任は子が成人するまで

→親の責任が子が成人に達した時に「全ク終ル」という見方は原文にはない

→原文は“in proportion to his age”とあるように段階的に親の子に対する権威を制限する

(参考) 大井鎌吉訳『威氏修身學』(明治11年)

故ニ余思フニ親タル者子ノ好欲ヲ遂シムルガ為メニ自他ヲ害スル者ニ非ザレバ須ラク **彼レノ年齢ノ長ズルニ準ジテ**之ヲ許シ且彼レノ増長スル靈智ノ感動スル理由ニ適スル様ニ其威権ヲ用キル方法ヲ節制スベシ

* 老いた父母の介助

父母老イテ後人ノ扶助ヲ要スルトキハ之ヲ養フハ子ノ職務タリ老衰貧窮ナル父母ノ需ニ供給スヘキ為メ甘ンシテ己レニ克チ其奢侈若クハ便利〔カツテ〕ヲ廃セサルモノハ其恩ヲ知サルノ罪、人類ノ所行ニ非ラス

→老いた親が助けを必要な時に助けるのが子の「職務」である。

→親に対する子の義務の根拠は「孝愛」（filial affection）、「父母ノ父母タルノ故ヲ以テ子之ヲ愛スルノ情」（the peculiar affection due from a child to a parent because he is a parent）に基づく。

→老いた親に対する子の「職務」は、「孝」の概念（親への「恩」に対する責任）に基づき理解

→**子の自立の重要性と子の親に対する孝行の両立**

福沢諭吉「独立の孝」

○経済的「独立」

品物に就ての独立とは、世間の人が銘々に身代を持ち、銘々に家業を勤めて、他人の世話厄介にならぬ様、一身一家内の始末をすることにて、一口に申せば人に物を貰わぬと云う義なり。

(福沢諭吉『学問のすゝめ』16編、1876年)

*独立：経済的に自立し、**他人の「世話」「厄介」にならぬ**こと

○老後における「負担」

即ち心身の屈強なる間に、労して自ら衣食すると同時に、老後の用意肝要なる所以なり。既に老後の用意あれば、一切他人を煩わさざるは勿論、仮令い至親の子に対しても、ただその情の厚くして優しきを愛するのみ、他に求むる所はあるべからず。(福沢諭吉『福翁百話』1897年)

*たとえ親だとしても**必要以上に求めないように（煩わせないように）**、（経済的に）老後の用意が必要。

翻訳教科書（3）：中村敬宇『西国立志編』

○中村敬宇『西国立志編』（明治4〔1871〕年）

* 「明治の三書」の一冊

* スマイルズ『自助論』（初版1859年）：19世紀を代表する大衆啓蒙書の一冊。ベストセラー（～90年代）。

知識人から労働者まで幅広い読者を得る

→敬宇の翻訳もベストセラー（木版、活版、異版役100万部）

○“Self Help”とは

“Heaven helps those who help themselves” is a well-tried maxim, embodying in a small compass the results of vast human experience. **The spirit of self-help is the root of all genuine growth in the individual**; and, exhibited in the lives of many, it constitutes the true source of national vigor and strength.

天ハ自ラ助ルモノヲ助ト云ル諺ハ、確然経験シタル格言ナリ。僅ニ一句ノ中ニ、歴ク人事成敗ノ実験ヲ包蔵セリ。

自助ト云コトハ、能自主自立シテ、他人ノ力ニ倚ザルコトナリ。 ……

明治初期の初等教科書における孝行のすすめ

○ボンヌ著、箕作麟祥訳『泰西勸善訓蒙』（明治4〔1871〕年）

老者ハ之ヲ尊重ス可シ凡ソ老者ノ能ク其生業ヲ成就シ多少ノ辛苦ニ堪ヘ能ク族人及国家ニ対スルノ務ヲ行ヒ以テ高年ニ及ヒ其身体衰弱シ或ハ気力耗耄スルニ至ラハ年少子弟之ヲ敬愛シ且ツ之ヲ慰安シテ適意ニ其一生ヲ終ラシム可キコトヲ勉ム可シ

○青木輔清『小学教諭 民家童蒙解』（巻之五、明治9〔1876〕年）

父母老衰して労働をすること能はざるに至らば我勉励して之を扶助し其恩に報ひ且病に罹る時杯は別して懇切に之を看護すべし子の父母に事ふべきの務を背く時は天に逆ひ國に叛く者と同視し之を咎むべし

英和辞典・和英辞典における「自立」と「迷惑」

○ヘボン（編）『和英語林集成』（再版、明治5（1872）年）

※改正増補版（第三版）明治19（1886）年もほぼ同様

* 獨立：standing alone、independent、free from the control of another

* 自立：of one's self、**without the help or permission of others**、independent

* **迷惑（類義語：難渋、困る）**：trouble、embarrassment、perplexity、quandary、annoyance

* burden：nimotsu（荷物）、katsugi（担ぎ）、owaseru（負わせる） ※第三版は**nangi（難儀）**が加わる

* **世話**：help、aid、……

○柴田昌吉、子安峻（編）『附音挿図 英和字彙』（明治6（1873）年）

* **burden**：貨物ヲ積ム、重擔ヲ負スル、**煩ハス、苦ムル**

* independence：獨立、自主、不羈

* independent：自主ノ、獨立ノ、關係ナキ、從屬セザル、管轄（シハイ）サレザル、別ナル

* trouble：**煩ハス**、悩ス、窘（コマラ）ス、掛慮（キヅカヒ）サスル、**迷惑サスル**

→初期の教科書に、「迷惑」の語は見当たらない。

小括

- 明治初期の初等教科書に「迷惑」という語は見当たらない
 - 〈迷惑〉規範は、「世話」「約介」（厄介）をかけない、「煩わ」せない、などの言葉を用いて語られる
 - 以上の言葉は、家族や友人など親密な関係にも、社会一般の人との関係においても用いられる。
- 人に「世話」「約介」（厄介）をかけない、人を「煩わ」せないという規範の背景に、「自立」するべきという価値観がある
- 子の親からの自立と孝行は別の問題として語られる
 - 翻訳書の訳者である福沢や阿部は、「孝」の利点は残しつつ、親に対する子の一方的な従順は否定し、親子互いの「自立」を「孝」の文脈で主張
- 明治初期の初等教科書（修身教科書）における内容のタイプのいくつかは、その後も国定教科書に至るまで継承
 - *自立 → 自分の事は自分で、自立自営、天はみずから助くるものを助く
 - *孝は徳の本

国定教科書制度（明治期末～昭和戦前期）

○国定教科書制度の沿革

明治33（1900）年4月 修身教科書調査委員会（委員長：加藤弘之、委員：井上哲次郎、沢柳政太郎など、起草員：中島徳蔵など）

8月 小学校令（第3次）：尋常小学校1～4年（6～9歳）・高等小学校1～4年（10～13歳）

明治36（1903）年 小学校令改正：教科書は文部省作成の著作と規定

明治37（1904）年4月 第一期 国定修身教科書（尋常小学修身書 高等小学修身書）を全国で採用

明治40（1907）年 小学校令改正：尋常小学校1～6年（6～11歳）・高等小学校1～2年（12～13歳）

明治43（1910）年 第二期 国定修身教科書（尋常小学修身書 高等小学修身書）の編纂開始（～大正6年）

大正 7（1918）年 第三期 国定修身教科書（尋常小学修身書 高等小学修身書）の編纂開始（～昭和7年）

昭和 9（1934）年 第四期 国定修身教科書（尋常小学修身書）の編纂開始（～昭和14年）

昭和12（1937）年 教育審議会発足：小学校→国民学校（初等科6年、高等科2年）

昭和16（1941）年 国民学校令（3月公布、4月施行）

第五期 初等科1・2学年用 国定修身教科書（ヨイコドモ）

昭和17（1942）年 初等科3・4学年用 国定修身教科書（初等科修身 一・二）

昭和18（1943）年 初等科5・6学年用 国定修身教科書（初等修身科 三・四）

国定初等修身教科書の〈迷惑〉：他人に迷惑をかけるな（1）

○第一期 尋常小学修身書（第2学年用） 明治36（1903）年刊行

*道端にごみを捨てる女の子に注意する父親（第26）

コノ コ ガ、ミチバタ ニ、ゴミ ヲ ステヨウ ト スル ノ ヲ、 オトウサン ガ トメテキマス。

セケン ノ ヒトニ、メイワク ヲ カケテ ハ ナリマセン。〔世間の人に、迷惑をかけてはなりません〕

→迷惑をかける対象：**世間の人（自分と関係性のない見知らぬ他人）**

ここでの迷惑行為：**自分の利益追求行為の結果生ずる他人への不利益**

→第二期 尋常小学修身書（巻一、明治43〔1910〕年刊行）

24「ヒト ニ メイワク ヲ カケルナ」〔人に迷惑をかけるな〕

オチヨ ガ ミチバタ ニ ゴミ ヲ ステヨウ ト スル ノ ヲ、オトウサン ガ トメテ キマス

※国定教科書第二期の頃に、現代の意味での「迷惑」が定着したとされる[横川1997]、[近藤・邢2011]

夏目漱石「満韓ところどころ」（1909）：所労の人に迷惑をかけるのも本意でないから、……

国定初等修身教科書の〈迷惑〉：他人に迷惑をかけるな（2）

→第三期 尋常小学修身書（巻一、大正7〔1918〕年刊行）

24「ヒト ニ メイワク ヲ カケルナ」

……ゴミヲ ステヨウ ト シマシタ。オトウサン ガ「ゴミ ヲ ソンナ トコロ ヘ ステル ト、人 ガ
メイワクシマ ス」。ト イツテ トメテ 申マス。

○第四期 尋常小学修身書（巻一） 昭和9（1934）年刊行

*公道で人の往来を邪魔してはいけない（道路で遊ぶ男の子を注意する父親）

「十八 人 ニ メイワク ヲ カケル ナ」

マサヲ ガ、トモダチ ト、トホリ デ、マリナゲ ヲ シテ 申マス。マサヲ ノ オトウサン ガ、「ソ
ンナ トコロ デ アソブ ト、人 ノ ジャマ ニ ナル。」ト イツテ トメテ イラッシャイマス。

→迷惑をかける対象：**世間の人（自分と関係性のない見知らぬ他人）**

ここでの迷惑行為：**周囲に気を遣わない自分勝手な行為の結果生ずる他人への不利益**

国定初等修身教科書の〈迷惑〉：無礼としての迷惑（1）

○第一期 高等小学修身書（第1学年用） 明治37（1904）年刊行

* 公共の場での礼儀（第15課 礼儀）

汽車、汽船などに乗りたるとき、無礼なるふるまひや、いやしきことばづかひをなし、集会場、停車場、渡場、その他、人のこみあふ場所にて、人をおしのけて、すすむなど、すべて、人の迷惑をかへりみぬは、いづれも、あしき行なり。

→迷惑をかける対象：**人（自分と関係性のない見知らぬ他人）**

ここでの迷惑行為：**周囲に気を遣わない自分勝手な無礼な行為の結果生ずる他人への不利益、悪事**

→第二期 尋常小学修身書（巻五、明治45〔1912〕年刊行）

第16課「礼儀」：内容は同様だが「迷惑」の語が消える。

※公衆マナーとしての〈迷惑〉規範の内面化は、第一次世界大戦後とされる[岩本2021]

→言説としては、明治期の国定教科書にすでに見られる。

国定初等修身教科書の〈迷惑〉：無礼としての迷惑（2）

第三期 尋常小学修身書（巻五、大正11〔1922〕年刊行）

第22課「礼儀」

汽車・汽船・電車などに乗った時には、互に気をつけて、人に迷惑をかけないやうにすることが必要です。自分だけ席を広くとつたり、不行儀ななりをしたり、いやしい言葉づかひをしたりしてはなりません。

→第四期 尋常小学修身書（巻五、昭和13（1937）年刊行）も第三期と同様。

○第五期 初等科修身（三） 明治37（1904）年刊行

*公共の場での礼儀+約束を守ること（七 礼儀）

汽車・汽船・電車・自動車などに乗った時には、人にめいわくをかけないやうにするのはもとより、行儀のわるいふるまひをしたり、いやしいことばづかひをしたりしてはなりません。……

→迷惑をかける対象：**人（自分と関係性のない見知らぬ他人）**

ここでの迷惑行為：**周囲に気を遣わない自分勝手な無礼な行為の結果生ずる他人への不利益**
約束を果さないのは、うそをいつたことになつて、相手にめいわくをかけます。

→迷惑をかける対象：**知り合い（自分と関係性のある人）**

ここでの迷惑行為：**自分の勝手な行為の結果生ずる他人への不利益**

国定初等修身教科書の〈迷惑〉：不衛生としての迷惑

○第一期 高等小学修身書（第2学年用） 明治37（1904）年刊行

* 不衛生としての迷惑（第21課 公衆衛生）

衛生に心を用ふることは、わが一身のためのみならず公衆のためにも大切なることなり。なんとなれば、おのれ、衛生に注意せざりしたため、伝染病にかかりなどすれば、人に迷惑をかけ、害をかうむらしむること多ければなり。

→迷惑をかける対象：**人（自分と関係性のない見知らぬ他人）**

ここでの迷惑行為：**周囲に気を遣わない不注意な行為の結果生ずる他人への不利益、有害**

→第二期 尋常小学修身書（巻六、明治45〔1912〕年刊行）

第22課「衛生」：内容は同様だが「迷惑」の語が消える。

第三期 尋常小学修身書（巻五、大正11〔1922〕年刊行）

第7課「衛生（其の二）」

衛生に関する注意が足りないところから、伝染病にかかることがあると、**それは自分の禍であるばかりでなく、公衆に大そう迷惑をかけます。**

→第四期 尋常小学修身書（巻五、昭和13〔1937〕年刊行）も第三期と同様。

国定初等修身教科書の「世話」とお返し（1）

○第一期 尋常小学修身書（第3学年用） 明治37（1904）年刊行

* 「世話」とお返し（第5） ※第二期 尋常小学修身書（巻二）明治43（1910）年刊行にも採録、

金次郎は、十二のとき、どてのふしんにでました。力がたらんので、ほかの人のせわになりましたから、わらちをつくって、その人たちに、おくりました。その人たちが、やすんであるあひだにも、じぶんは、やすまずに、はたらきました。

→男の子が自分の力が足りない部分を他人の世話になる。ゆえに、お返しに草鞋を贈り、休まず働く。

： **他人の世話を受けたらお返しをする。**

* 主人の御恩へのお返しに世話する（第20） ※第二期 尋常小学修身書（巻三）明治44（1911）年刊行に採録

弥兵衛のしゅじんが、しまながしにあひました。弥兵衛は、ごおんがへしは、このときだとおもって、まづ、いっしんに、ふねをこぐことをならひました。そして、はるばる、しまにわたって、しゅじんにあひました。しゅじんが、ゆるされて、かへってからも、しんせつにせわをしました。

→主人からの御恩に対して、主人が困難にある時に、親切に世話をすることでお返しする。

： **恩に対するお返しとしての世話** cf.子の親に対する孝行の根拠としての「恩」

国定初等修身教科書の「世話」とお返し（2）

○第二期 尋常小学修身書（巻二）明治43（1910）年刊行

*世話になった恩をいつまでも忘れない（22 オン ヲワスレル ナ）

オツル ハ コノ トシヨリ ノ セワ ニ ナツタ コト ガ アリマス カラ、イツマデモ ソノ オン ヲ ワスレマセン。今 モ ガクカウ カラ カヘル ミチ デ アイサツ ヲ シテ キマス。

→世話になった恩をいつまでも忘れずにあいさつをする

*主人の御恩へのお返しに世話する（第20）

弥兵衛のしゅじんが、しまながしにあひました。弥兵衛は、ごおんがへしは、このときだとおもって、まづ、いっしんに、ふねをこぐことをならひました。そして、はるばる、しまにわたって、しゅじんにあひました。しゅじんが、ゆるされて、。かへってからも、しんせつにせわをしました。

→主人からの御恩に対して、主人が困難にある時に、親切に世話をすることでお返しする。

： **恩に対するお返しとしての世話** cf.子の親に対する孝行の根拠としての「恩」

おわりに

○初等教科書において語られる〈迷惑〉規範

- 「迷惑」という語を用いる場合、**社会一般の人々との関係における〈迷惑〉規範**をあらわす（国定教科書）
- 親密な関係における〈迷惑〉規範は、**「世話」「約介」（厄介）をかけない、「煩わ」せない**、などの言葉を用いて語られる（明治初期の初等教科書）：意味は、**主に経済的な「負担」をかけない**
- 教科書（教育）の文脈において、家族や友人など親密な関係に「迷惑」という語を用いて〈迷惑〉意識をあらわすことはあるのか？社会一般の人々の関係において用いられる「迷惑」という語が、どのように親密な関係に用いられるようになるか？：今後の課題

○〈迷惑〉と「自立」

- 明治初期の初等教科書においては、〈迷惑〉規範の背景に「自立」の価値観がある
- やがて、両者は同じ文脈で語られなくなる
- 国定教科書では、「世話」を受けたら、お返しをするということ（**世話は相互的であるべき**）が語られる

引用・参考文献

- ・海後宗臣（編）『日本教科書大系 近代編』（第1巻 修身（一）、講談社、1964）
- ・海後宗臣（編）『日本教科書大系 近代編』（第2巻 修身（二）、講談社、1964）
- ・海後宗臣（編）『日本教科書大系 近代編』（第3巻 修身（三）、講談社、1964）
- ・松沢弘陽「『西国立志編』と『自由之理』の世界一幕末儒学・ビクトリア朝急進主義・「文明開化」一」（『日本政治学会年報政治学』26、1975）
- ・横川澄枝「迷惑の意味の変遷についての一考察」（『言語文化と日本語教育』14、1997）
- ・近藤明、邢叶青「日本語「迷惑」と中国語「麻煩」の意味・用法の対照的考察」（『金沢大学教育学部紀要人文科学社会科学編』57、2008）
- ・貝塚茂樹『道德教育の教科書』（学術出版会、2009）
- ・近藤明、邢叶青「「迷惑」の意味変化一虎明本狂言から四迷・漱石まで一」（『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』3、2011）
- ・大谷美樹、安部睦美、荻野浩「進行がん患者の家族への負担感に関連する要因：在宅療養移行の実現に向けて」（『米子医学雑誌』63-2、2012）
- ・近藤明「「迷惑」の意味変化 追補一松井利彦氏・横川澄枝氏の論との関連から一」（『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』6、2014）
- ・松尾由希子「「学制」成立期の小学校・中学校における教育課程の編成に関する基礎的研究（1）一文部省及び東京師範学校の「小学教則」・「中学教則」の分析一」（『静岡大学教育研究』11、2015）
- ・本村昌文、加藤諭、近田真美子、日笠晴香、吉葉恭行（編著）『老い一人文学・ケアの現場・老年学一』（ポラーノ出版、2019）
- ・真鍋里彩「〈研究ノート〉「自立」概念の歴史的変遷と現代的意義の検討」（『人間社会学研究集録』15、2020）
- ・島田雄一郎「〈研究ノート〉福沢諭吉における「独立」と「負担」一家族・介護・老いを考える端緒として一」（『老年人文研究』創刊号、2020）
- ・岩本通弥ほか（編）『民俗学の思考法一〈いま・ここ〉の日常と文化を捉える一』（慶應義塾大学出版会、2021）